

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年3月28日

| | |
|---------|------|
| 長野市監査委員 | 鈴木栄一 |
| 同 | 轟光昌 |
| 同 | 小林義直 |
| 同 | 小林治晴 |

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成23年度 包括外部監査 分

| 指摘事項 | | 当初措置 (24年度) | 平成25年度の措置状況 | 担当課 |
|---|--|--|---|------------|
| 2 企業会計 (3) 下水道事業会計 エ 帳簿及び請求書等の保存 について（意見） （報告書98～99ページ） | <p>消費税法第30条第7項において、課税事業者は課税仕入れ等の税額控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等を保存しなければならないと規定し、帳簿については、帳簿の閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、請求書等は、受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間とされている。</p> <p>帳簿については上下水道局経営管理課の平成22年度ファイル基準表によると総勘定元帳兼内訳簿等は電磁的記録を含め保存年限を10年、請求書等の支払証拠書類(支払調書)も10年としており適法な保存がされている。実務では帳簿及び伝票(支払調書の表紙)は電磁的記録でも保存されている。電磁的記録の保存年数については必ずしも明示されていないので保存年数を明示することを検討されたい。また帳簿を電磁的記録で保存する場合は、「電子帳簿保存法(通称)」の承認を受けることを検討されたい。</p> | <p>電子帳簿保存法の承認については、費用対効果を勘案しながら研究する。</p> | <p>他市の状況を調査し、参考にするとともに、費用対効果を勘案しながら、電子帳簿保存法の承認について、調査及び研究を継続する。</p> | <p>営業課</p> |